

地方公務員の臨時非常勤職員及び任期付職員の任用等の 在り方に関する研究会（第3回）【議事要旨】

1. 日 時 平成28年8月31日(水) 10:00~12:00

2. 場 所 総務省1階共用会議室3

3. 出席委員（五十音順）

伊藤 正次 首都大学東京大学院社会科学部教授（行政学）

大橋 真由美 成城大学法学部教授（行政法）

川田 琢之 筑波大学ビジネスサイエンス系教授（労働法）

（座長）高橋 滋 一橋大学大学院法学研究科教授（行政法）

布山 祐子 日本経済団体連合会労働法制本部上席主幹

人羅 格 毎日新聞社論説委員

八重樫 高明 東京都総務局人事部制度企画課長

（欠席）小杉 礼子 独立行政法人 労働政策研究・研修機構特任フェロー

（欠席）中村 貴子 埼玉県久喜市総務部副部長

（代理）小澤 敦子 埼玉県久喜市総務部人事課長

（欠席）安永 貴夫 日本労働組合総連合会副事務局長

（代理）内藤 靖博 日本労働組合総連合会総合政策局・経済政策局局长

4. 議事次第

（1）開会

（2）関係者からのヒアリング

①民間労働法制及び「同一労働同一賃金」に係る検討状況等について

（厚生労働省派遣・有期労働対策部 岸本企画課長、「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」委員 水町勇一郎東京大学社会科学研究所教授）

②「同一労働同一賃金」に係る日本経済団体連合会の提言について

（日本経済団体連合会）

（3）閉会

5. 議事の経過

○ 主な発言内容は以下のとおり。

(1) 厚生労働省及び水町教授からのヒアリング関係

- ・ 一億総活躍の枠組みの中で、「同一労働同一賃金」について、公務における取扱をどう考えればよいのか。
 - ⇒ 一億総活躍プランにおける「同一労働同一賃金」の議論は、民間部門に限定している訳ではないが、公務部門については明示的には議論をされていない。
 - ⇒ 一億総活躍プランの背景には中間層・非正規層の底上げがあり、それは民間も公務も同様である。民間については年末までにガイドラインが策定されることとなっており、公務についても、予算の問題などはあるとは思いますが、民間と全く違う論理にはならないと思う。

- ・ 均等原則の観点から、非常勤職員に対する手当の支給についてはどう考えるべきか。
 - ⇒ 当該手当の性質・目的に照らして合理的な理由があれば、正職員と非正規職員に対する支給の差は許される。一方、仕事内容は同じだが、非正規職員であることのみで手当が支給されないことは、ヨーロッパの基準では、許されない。
 - ⇒ パートタイム労働法等の趣旨にかんがみると、業務内容、責任の程度、キャリアコース、能力差、成果などで、支給の差を説明できるかということではないか。

- ・ 「同一労働同一賃金の議論」において、日本では、均等待遇のみならず、バランスの問題である均衡待遇の原則が法規範化されているが、ヨーロッパでは均等待遇の考え方しかないのは何故か。
 - ⇒ ヨーロッパでは均等待遇の概念しかなく、支払うか、支払わないかの議論のみである一方、日本では、正規と非正規の壁が高すぎ、均等待遇だけでは両者の格差解消につながらないため、均衡待遇の考え方を取り入れたものである。

(2) 日本経済団体連合会からのヒアリング関係

- ・ たとえば、非常勤職員に対する期末手当の支給についてはどう考えるべきか。
 - ⇒ 賞与・一時金については、非正規従業員という理由だけで一切支給しない場合、自己点検の対象となる。しかし、企業が賞与・一時金について、業績向上を期待して支払っており、非正規従業員に対して、業績向上ではなく、定型的・画一的業務の完遂のみを期待する場合には、支給しないこともありうると思う。

以上